

国際交流協会のいま、これから ～京都市国際交流協会の取り組み～

公益財団法人京都市国際交流協会総務課長 井上 八三郎

京都市国際交流協会

「都市は、理想を必要とする。(中略)もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ること静かに決意して、これを誓うものである」これは、京都市が1978年に行った「世界文化自由都市宣言」である。この宣言で「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由に集い、自由な文化交流を行う都市」、また、それを通じて「優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」を京都市の理想像として掲げた。このクールな宣言を市民のどれぐらいが知っているかは別として、宣言を具現化するため京都市の外郭団体として1989年京都市国際交流協会(以下、「当協会」という。)が誕生した。目的は、「京都市国際交流会館を拠点として、京都において多様な国際交流事業を行うことにより、諸外国市民との相互理解・友好交流を促進し、もって京都の国際化、わが国の国際化に寄与すること」である。



京都市国際交流会館マスコットキャラクター・ココカ

設立当初から、交流活動の促進はもとより、「アジアの中の日本」に視点を置いた方針を打ち出し、外国との交流事業のみならず、国内での国際化を推し進める関連事業も展開してきた。ここでは、京都市の現状を説明した後、当協会の具体的な事業について説明していく。

京都地域の外国人登録者数

京都市における外国人登録者数の在留資格別の割合と出身国(地域)別の割合を下記の表で説明する。

総数40,676人の内、約半数が在日韓国・朝鮮人などの「特別永住者」、次に19%で「留学生」が続く。出身国(地域)別の割合は約90%がアジア圏である。

2012年12月末現在

	在留資格別 外国人登録者数			出身国(地域)別 外国人登録者数	
	在留資格	人数 (人)	比率 (%)	出身国(地域)	人数 (人)
1	特別永住者	21,116	52	韓国	22,121
2	留学生	7,665	19	中国	9,486
3	永住者	4,739	12	朝鮮	1,882
4	家族滞在	1,501	4	アメリカ	951
5	日本人の配偶者等	1,385	3	フィリピン	881
6	人文知識・国際業務	822	2	台湾	665
7	定住者	682	2	タイ	369
8	教授	649	2	フランス	358
9	技能実習	345	1	イギリス	322
10	特定活動	288	1	ベトナム	293
11	その他	1,484	4	その他	3,348
	総数				40,676

*日本語学校生および専修学校生含む

参考：在留資格別外国人登録者数／京都市総合企画局国際化推進室

事業の運営形態

このように京都市には、多くの特別永住者や留学生が暮らしている。当協会では総務省の「地域における多文化共生推進プラン」および京都市の「国際化推進プラン」に即した、地域実情に合わせた事業を実施している。具体的には、それぞれの推進プラン(以降、「推進プラン」)の柱立てとなっている①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくりに関連した事業内容となっている。

主な事業を推進プランの柱立てごとに紹介する。

- ①「行政通訳・相談事業(外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業)」、「外国籍市民のための生活相談」をはじめとする各種相談事業

・「京都市生活ガイドブック」「京都市生活地図」の発行など

- ②・「外国人のための物件検索サイト（HOUSE Navi）」の運営
- ・「市立小中学校日本語ボランティア」



ボランティアと留学生

- ・「留学生のための就職支援事業」
- ・「医療通訳派遣事業」
- ・「避難所宿泊訓練・多言語支援センター設置訓練」など

- ③・「京都市国際文化市民交流促進サポーター派遣」
- ・「国際理解プログラム（PICNIK=Program for Inter Cultural Nexus in Kyoto）」（留学生を京都市内小中学校の授業へ派遣するもの）



国際理解プログラムPICNIK

- ・当協会の展示室を無料で貸し出す、「展示室による企画展」（国際交流を目的とした在住外国人アーティストの展示会）

- ・「国際交流会館オープンデー」（協会の活動を広く市民に知っていただき、外国籍市民・日本人・ボランティアとが一緒に京都のまちづくりを担っていくことを目指す。）



京都案内倶楽部 山崎散策ツアー

運営の課題

当協会が実施している事業は地域の国際化の推進に重要な役割を担っていると自負するが、運営自体は継続性が約束されていないのも事実である。継続性とは協会が存続する継続性と、事業成果が地域に

寄与し続ける継続性のことである。推進プランを中心に担う団体が地域に存在しなくなれば、受益者側の問題が大きくなるのは確実である。

当協会の場合、地方自治法の一部改正で施行された指定管理者制度が導入されたことにより、指定管理者の立場で事業を運営しているが、指定管理者の指定がなされなかった場合は事業運営の継続性は約束されない。また、京都市では外郭団体の自律化（非外郭団体化）※について検討されているが、推進プランの実施運営の担い手が行政の関連団体から離れることも継続性に問題が生じる可能性がある。

これらを大きな視点で考えると、国際化や多文化共生は「このような社会であればいいな」「このような生活ができればいいな」という理想や希望的な側面が強く、「このような社会であるべき」「このような生活基盤を構築するべき」という具体的な側面は弱いことが原因である。多文化共生に関する法律が整備されるとこれらの課題も少しは解決されるかもしれないが、現状では期待薄である。

※「自律化」とは「自立」の意味も含む。

課題解決に向けて

当協会では、協会設立20周年を迎えた2009年に、10年後の理想の社会を「誰もが社会の一員として自分の意見や想いを自由に伝えあうことができる社会」、「誰もが世界の人のつながりを実感できる社会」と設定した。これらの社会を実現するために一番重要なことは、地域社会に受け入れられることである。いくら良い事業であっても、地域社会が必要としない、もしくは必要性を感じない事業を継続することはできない。地域社会において必要とされ、また代替者がいないことを明確にすることが重要であり、地域社会に受け入れられるためには多くのサポーターを得る必要がある。今まででも地域を意識してボランティアや関連団体との連携を行ってきたが、もう一步踏み込んで地域と共に歩む姿勢を明確にしていくべきである。

実施している事業の必要性を地域に実感してもらうことができれば、地域の声が大きな後ろ盾となり継続性が担保されることにもつながることから、「地域と共に」を念頭に置きまい進することにより理想の社会の実現が見えてくるものと考え。